

# 人権論のパラドクスと抵抗への権利

— コスタス・ドゥジナスの批判法学 —

関 良 徳\*

- I はじめに
- II 人権の公理と六つのテーゼ
- III リベラリズムと抵抗の不可能性
- IV 抵抗への権利 — その個別性と普遍性
- V おわりに

## I はじめに

イギリス批判法学<sup>1)</sup>の中心的存在であり、祖国ギリシアの国会議員でもあるコスタス・ドゥジナスについては、その広汎な研究領域を背景とする学界での影響力にもかかわらず、わが国ではあまり知られていない。そこで、本稿では彼の批判法学の一断面についての分析とその検討を試みる。現在のイギリス批判法学は、全体としてポストモダン思想の影響を強く受けており、「ポストモダン法学」<sup>2)</sup>とも呼びうるものであるが、イギリスでは批判法学 (Critical Legal Studies) という名称が広く浸透しており、ドゥジナスも現代イギリス批判法学の第一人者として位置付けられている。

彼の法理論は、スラヴォイ・ジジェク、アラン・バディウ、エルンスト・プロ

---

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第19巻第1号 2020年3月 ISSN 1347-0388

※ 信州大学学術研究院教授

1) イギリス批判法学の成立及びそのポストモダン化への流れについては、J. マカヘリ「戒能通厚／石田眞訳」『イギリスにおける批判法学』『法の科学』第20号、1992年、131-157頁を参照。

2) 森村進（編）『法思想の水脈』法律文化社、2016年、229-242頁。

ッホ、ミシェル・フーコー等の思想研究を基盤としており、ラカン派の精神分析やマルクス主義の議論などもしばしば織り込まれる。その一方で、政治家としての経験から現実的な政治課題についても論じており、とりわけグローバル化の負の側面に関しては、ギリシアの経済政策や対EUとの関係性なども論点として提起している<sup>3)</sup>。そうした研究の中でもとりわけ、彼は人権の思想と理論について集中的に論じており、人権概念をポストモダンの視角から分析し、再構築する試みがなされている。近年イギリス批判法学では、ネオリベラリズム統治への批判が重要な主題を形成しているが、ドゥジナス自身もネオリベラリズム批判の左派として自らを定位している。本稿では、ネオリベラリズム統治下における人権論の刷新を企図するドゥジナスの批判法学について論ずる。

## II 人権の公理と六つのテーゼ

今日のイギリス批判法学には一つの共通認識が存在する。それは、近代以降、「人権」思想が勝利を収め、解放と自己実現という啓蒙主義の約束が果たされたにもかかわらず、現在まで、私たちは極めて悲惨な人権侵害の時代を生きている、というものである。その現代的な背景にはネオリベラリズムの統治があり、人権論はその克服のための変革を迫られている。ドゥジナスはこうした状況を「人権の公理」として次のように定式化する。

人権の目的は公的及び私的な支配や抑圧に抵抗することである。人権がネオリベラルな資本主義の政治的イデオロギーや偶像崇拜となり、あるいは文明化使節の現代版と化した時、人権はその目的を喪失した<sup>4)</sup>。

この公理からドゥジナスは六つのテーゼを導く。以下では、それぞれのテーゼ

---

3) C. Douzinas, *Syriza in Power; Reflections of an Accidental Politician*, Polity Press, 2017.

4) Costas Douzinas, *The Radical Philosophy of Rights*, Routledge, 2019, p. 90 (以下、RPRと略記し、本文中にその頁数を記す)。

について概説し検討する。

## 1. 第一テーゼ

「ヒューマニティ」という観念は定まった意味を持たず、道徳的あるいは法的ルールの源泉としては機能しえない。歴史的に、その観念は人々を十分な人間、劣った人間、非人間に分類するために用いられてきた (RPR : p.90)。

ドゥジナスによれば、ヒューマニティという言葉は古代ローマ以来、人間を分離し区分するために用いられてきた。古代ギリシアでは、人間（すなわち、ギリシア人）と野蛮との区別はその領土と言語にもとづいていたが、キリスト教神学がフマニタス (humanitas) という普遍主義的な概念を持ち込むことで、寛容、礼節、文明、文化を備えたヒューマニティとそれ以外の野蛮とが区別され、階層化されることとなった。野蛮に対するキリスト教の対応は文明化のための布教と改宗であり、改宗の拒否は排除を意味した。スペインの司教であったラス・カサスは、インディオに対するスペイン人の残虐な征服行為を告発したことで知られるが、彼もまたイスラム教徒であるトルコ人とモール人に対しては排除を主張していたのであり<sup>5)</sup>、この意味でヒューマニティの概念は西欧帝国主義と植民地主義の支配的イデオロギーとして機能した。つまり、今日まで人権思想の基盤であるかのように語られてきたヒューマニティの概念が、支配者、被支配者、野蛮（非人間）という区別をもたらしたのであり、私たちはここに自由と平等を基調とする近代的な規範的価値の源泉を見出すことはできないのである。

その一方で、ドゥジナスはジジエクを参照しながら、この野蛮=非人間こそが私たちの無意識に潜む「他者」——今日であれば、悪の枢軸、偽装難民、不法移民など——であり、この他者にさらされることこそが人間であることの基底を成すと指摘する。そしてヒューマニティから離れて、他者と向き合うためにドゥジ

5) T.トドロフ [及川馥／大谷尚文／菊地良夫訳]『他者の記号学——アメリカ大陸の征服』法政大学出版局、1993年、230頁。

ナスが目にするのは、西谷修によって提起されたアントロポス (Anthropos)、すなわち「人類」という概念である<sup>6)</sup>。アントロポスは非西欧社会を研究する人類学に由来し、ヒューマニティとアントロポスは二つの非対称的な知の体制を示している。ヒューマニティが文明であるとすれば、アントロポスは文明の外部あるいはそれ以前である。ドゥジナスは、アントロポスがヒューマニティに置き換わり、来るべき権利もまたアントロポスにもとづくものとなるであろうと予告する (RPR : p.94)。そして、その権利は、これまでの支配的なアイデンティティとの一致ではなく、個別性と差異を表出し促進するものとなるのである。

## 2. 第二テーゼ

権力と道徳性、帝国とコスモポリタニズム、主権と権利、法と欲望は宿敵ではない。かわりに、歴史上の特定の権力と道徳性の混合体がそれぞれの時代と社会の構成秩序を形成する (RPR : p.94)。

初期近代のリベラルな政治哲学者たちによって、ヒューマニティの基盤は神から自然 (人間本性) へと移行し、フランス革命と人権宣言が近代普遍主義のパラダイムを形成した。しかし第一テーゼで示されたように、ヒューマニティは区別と階層化の戦略であり続けた。それは、フランス人権宣言が自由と平等の権利を保障しつつも、他方で主権の淵源を国民に求め、国籍を有する市民のみが権利を享受するとの前提であったことから明白である。それゆえ、人権宣言は外国籍者や無国籍者を排除するナショナリズムの始まりでもあり、それに続く、内戦とジェノサイド、民族浄化、難民といった事態はこの人権宣言の帰結でもあったとドゥジナスは指摘する。同様に、ストア主義のコスモポリタニズムが万民法によるローマ帝国の支配を導いたように、ヒューマニティを基盤とする近代的な人権の観念もまた西欧のグローバルなヘゲモニーを正当化し、その規範的普遍主義が帝國的なグローバリズムをもたらしたのである。

---

6) 西谷修「ヨーロッパ的〈人間〉と〈人類〉」榊山紘一編『20世紀の定義4——越境と難民の世紀』岩波書店、2001年。

さらに彼は、リベラルな憲法においてもその基礎を成す普遍的ヒューマニティの概念は分割と排除の規範的基盤であったと考える。それは、国籍の有無という分割線にとどまるものではない。人権の主体は、形而上学的主体や法的人格がそうであるように、ジェンダー、人種、所属コミュニティといった属性、あるいはニーズや欲望を前提とせずに構成されている。人権主体が持つのは自由意志、理性、精神という抽象的な性質であり、これら最低限のヒューマニティの帰結として、自律性、道徳的責任、法的主体性が導かれる。しかし現実に人権を享受しているのは、異性愛者であり白人であり都市部の男性であり、そうした人間に尊厳と特権が集中しているのも事実である。ヒューマニティは普遍主義の仮面の下に無産者、非理性者、女性、人種的・民族的・性的少数者を排除するのである。

人権の歴史は、普遍的で抽象的なヒューマニティと実際の人間とのギャップを埋め、排除され従属させられてきた人々に尊厳と権限を拡張するための闘争の歴史とも捉えられる。しかし、ヒューマニティの概念には常にその時々社会秩序を構造化し、階層化する権力が作用するのであり、これまでの人権概念によってこれに対抗することは不可能である、とドゥジナスは結論付ける。

### 3. 第三テーゼ

1989年以後の秩序は、極めて大きな構造的不平等と抑圧を生み出す経済システムを、尊厳と平等を約束する法—政治的イデオロギーと結び付ける。この大きな不安定性がその崩壊を導く (RPR : p. 96)。

資本主義は、利益の追求に終始する市場競争に対して道徳や見せかけの正義を適用してきた。これと同様に、ドゥジナスは人権とその普及もまたリベラルで慈悲深い西欧が世界にもたらした成果などではなく、むしろネオリベラリズムの拡大と密接に結び付いたものであると主張する。とりわけ、消極的自由の概念が西欧の人権思想を支配し、経済への国家的規制も最小限に抑えられてきたことから、人権とネオリベラリズムとは不可分の関係性を形成することとなったのである。拡大する世界資本主義に対して、近年ではグローバルな法的ルールが国際機関な

どにより多元的なプロセスで創出されているが<sup>7)</sup>、それはロバート・クーパーが「グローバル経済の自発的な帝国主義」と呼ぶものに他ならない。「国家が利益を求めるなら、国際機関や外国の介入に対して自国を開国しなければならない」<sup>8)</sup>のである。その典型が、途上国でのネオリベリズムにもとづく開発モデルの導入であり、各国は容赦なく西欧の経済スタンダードへと導かれることとなった。その勢いは、今やスペイン、ギリシア、アイルランド、ポルトガルなど西欧中心部にまで拡大し、深刻な財政危機と不安定な雇用状況を生み出している。

ネオリベリズムが社会的にも政治体制としてもヘゲモニーを維持し、普遍性を体現する人権の観念をイデオロギーとして流布する限りにおいて、この統治体制とイデオロギーとのパッケージを打破することは極めて困難であろう。しかし、平等と尊厳という理想と経済的不平等という現実を架橋できないことが露見した時、人権の概念は新たな矛盾と緊張を抱えることになる。

#### 4. 第四テーゼ

普遍主義と共同体主義は対立するよりもむしろ、互いに依存しあう二つのタイプのヒューマニズムである。それらが対峙するのは個別的な平等性の存在論である (RPR : p. 98)。

ドゥジナスの整理によれば、権利の規範的源泉としてのヒューマニティについては、普遍主義と共同体主義との間で論争が行われてきた。普遍主義は、文化的価値や道徳規範が普遍的適用可能性や論理的一貫性といった基準を満たさなければ、それらを強制できないと主張する。これはつまり、普遍主義が一定の基準を満たすと認定した規範や価値については、それらを他者に強いることも許されるということを含意しており、ヒューマニティの名の下で実際にそうした強制が行われている。他方で共同体主義は、価値や規範が社会的・文化的文脈に依存するという観点からヒューマニティを解釈し、抑圧的な伝統や価値規範に反対する

7) 日本法哲学学会(編)『法多元主義——グローバル化の中の法』有斐閣、2019年。

8) R. Cooper, 'The New Liberal Imperialism', *Observer*, 2002, p. 3.

人々に対して、やはりヒューマニティという観点からそれらを強制する。どちらの原理も、ヒューマニティが絶対的な本質を有することを前提に、一切の留保を付さずにその意味や価値を定義しようとする時、それらに抵抗する人々を無視することとなる。コソボ紛争でのNATO軍による空爆はその一例である。ヒューマニティの本質をあたかも自明であるかのように決定し、他の選択肢を頑なに拒否することで、西欧社会はテロスへと向かうのである。

普遍主義的個人主義は、すべての人間が個別的で特異な存在であるということをおぼわしている。そして、他者とともに共同体に属するということが、共通の存在であるということでも、伝統、歴史、文化を本質とする共同体に属するということでもない。共同体主義は共通のヒューマニティを見出すことを許容し、それを強制し、他者を排除する。つまり、共同体主義は「私」を「私たち」に没入させるのに役立つ場合にのみ、人権を認めるに過ぎないのである。このことは、国家が人権という普遍主義的な概念を自国の法的手続や道徳原理に従って解釈し適用することにも通ずる。その一方で、国家は自国の伝統や文化的価値を人権の名の下に正当化する。それゆえ、普遍性と伝統という二つの主張は対立するのではなく、不安定な同盟関係を形成していると言える。

こうした批判からドゥジナスは、ヒューマニティには哲学的基盤が存在せず、規範原理としては機能しえないとの結論を導く。機会均等や法の下での平等を主張しながらも、多くの人々を排除する社会はその失敗に対して責任を負わなければならない。その時、規範的普遍主義は和平化の原理ではなく闘争の叫びへと向かうことになる。つまり、普遍主義がとりうるのは社会統合の原理ではなく、分断された社会における闘争の原理なのである。彼は、「問題となっているのは、非対称性によって刻印された権利を措定すること、力の関係と結び付けられた真理、すなわち武器としての真理と個別的権利 (singular rights) とを創り出すことである」<sup>9)</sup>というフーコーの言葉を引きながら、「闘争的普遍主義 (militant universalism)」を主張する。排除された人々の平等を求める闘争的で普遍的な原理は、個々の状況において抑圧され虐げられた人々が抵抗の最中で主張する個別的な真

9) M. フーコー [石田英敬/小野正嗣訳] 『社会は防衛しなければならない』 筑摩書房、2007年、266頁。



理や権利によってこそ導かれるのである。これにより、権利という普遍主義的な概念を現実の政治闘争へと導入することが可能となる。

## 5. 第五テーゼ

先進資本主義社会では、人権は政治を脱政治化する (RPR : p. 101)。

人権は支配構造を隠蔽するが、その一方で、支配構造と闘う手段でもある。ドゥジナスによれば、このパラドキシカルな性格を最初に認識したのはカール・マルクスである。確かに自然権は解放のシンボルとして歴史上に姿を現したが、それは同時に、新興資本家階級の強力な武器でもあった。権利という言葉によって私有財産や契約関係といった資本主義の中心的な制度が保護され、そのイデオロギーが自然でノーマルな公共善とされたのである。しかし、古典的な自然権が財産を「非政治的」なものとして保護するのであれば、今日の資本主義社会における権利の主たる効果は政治そのものの「脱政治化」である。なぜなら、経済的な搾取や格差を焦点とする政治闘争は人権や権利という概念を通じて主張された瞬間に、財産権のルールという法的構成に変換され、その要求は法が受容しうるコンテクストへと再編されてしまうからである。

この意味で、権利を主張する者は革命家とは正反対の位置に立つことになる。革命家が目指すのは法のデザインすべての転換であるのに対し、権利を主張する者は承認や再分配を求める社会集団、あるいはアイデンティティ集団へと置き換えられてしまうのである。それゆえ、その主張者は「人権の不可欠な前提条件であるが、同時に、その不可能性の生ける (あるいはむしろ、死に瀕した) 証人なのである」(RPR : p. 102)。これまでの人権闘争が社会階級の再構成と富の再分配を実現し、人々の生活を改善してきたことは間違いない。しかし、その効果は闘争や抵抗の脱政治化であり、根源的な社会変革の可能性を除去するものであった。排除や支配への抵抗が人権の言説に依拠した闘争として構成された時、この闘争は個人的 (あるいは特定集団の) 救済を求める法的な枠組の内部に押し込められ、闘争と抵抗を生起させた構造の深層を隠蔽するのである。それでは、抵抗



の政治を再起させるための人権論を構想することは可能なであろうか。この問いに対して、ドゥジナスは「批判者の政治的かつ道徳的な責務は、裂け目を開き続け、内在性に超越を見出し、そのために闘うことである」(RPR : p.103) と述べて、新たな人権論の可能性を追究する。

## 6. 第六テーゼ

コスモポリタニズム到来のために (あるいは、コミュニズムの理念)  
(RPR : p.103)

傲慢な帝国主義とナイーブなコスモポリタニズムを退けるには、グローバルなネオリベラル資本主義と人権論との連結を切り離さなければならない。この連結を解除するために、ドゥジナスはネオリベラリズム支配への抵抗と闘争を可能にする新たな人権の概念を構想する。経済的自由の保障を優先するがゆえに、格差を埋めることができないリベラリズムの人権論を批判したうえで、彼は平等を無条件の公理的な前提条件とするバディウの議論に依拠しながら、公理的平等論と抵抗への権利とを連結させ、ネオリベラリズムに抗する闘争の理論を準備する。

公理的平等論では、例えば、資力とは無関係に、ヘルスケアはそれを必要としている人々に提供される。また国籍に関係なく、世界のすべての人々に居住と労働の権利が保障され、シティズンシップに関係なく (それゆえ、人権条約の明示的な禁止に反して)<sup>10)</sup>、政治活動の自由がすべての人々に認められる。こうした意味での平等が、私たちにとっての無条件の前提とされ、「このシンプルな真理を否定するものすべてが、抵抗の権利と義務を創出する」(RPR : p.103)。このような思考の背景には、これまでの法的な平等論が一定の条件下で権利に対して常に制限を課すことで不平等を再生産してきたという認識がある。それゆえドゥジナスは、公理的平等論と抵抗への権利という組み合わせによって、普遍主義的個人主義と共同体主義の閉鎖性に対抗する新たな人権の概念が構成されると主張

10) ヨーロッパ人権条約第16条では、外国人の政治活動に対する制限が規定されている。

する。

このラディカルな平等性と抵抗の連結は権利のイマジナリーな領域を立ち上げる。ドゥジナスはプロッホを引きながら、人間がもはや虐げられることのない秩序というユートピアとも言える未来を投影することで、予示された美しい未来のイメージにおいて現在を想像することが可能になると述べる。勿論、この「美しい未来」が到来することはなく、その意味でイマジナリーな領域は必然的にユートピアであって、実在しない<sup>11)</sup>。しかし、ドゥジナスは次のように述べる。

ユートピアが社会的アイデンティティの感覚を生み出す助けをするのと同様の仕方で、この非在あるいは無が、私たちのアイデンティティの感覚を基礎付けるのである。私たちは、チュニジアとタハリール広場、マドリードのプエルタ・デル・ソル、そしてアテネのシタグマ広場で、リベラルなコスモポリタニズムを超えてそれに抗するもの、すなわち、その過剰の原理を再発見した。これこそが、来るべきコスモポリタニズムの約束であり、コミュニズムの理念なのである (RPR : p. 104)。

来るべきコスモポリタニズムは諸国家から成る地勢図でもなければ、諸階級の連合でもない。そして、来るべき「コスモス」は誰であれ、何であれ、各々固有なものの世界であり、「ポリス」は様々な個別性の無限の遭遇である。この意味で、ドゥジナスがその到来を予示する「コスモポリタニズム」とは個別的なるものの連帯に他ならず、それが彼の言う「コミュニズムの理念」<sup>12)</sup>ということになるのである。

以上の六つのテーゼから明らかになるのは、ネオリベラリズム統治とヒューマ

---

11) イマジナリーな領域とプロッホのユートピア論との関係性については、C. Douzinas, "Human Rights and Postmodern Utopia" in *Law and Critique*, no. 11, 2000, pp. 232-240 を参照。

12) C. ドゥジナス/S. ジジエク (編) [長原豊監訳] 『共産主義の理念』水声社、2012年、13頁。さらに、A. バディウ [市川崇訳] 『コミュニズムの仮説』水声社、194-208頁を参照。

ニティとが結合した状況下において、人権は構造的な不平等を消滅させる戦略とはなりえないということである。そこでドゥジナスは、この人権の観念を組み替えるために、「抵抗への権利」を批判法学の新たな理論のかつ戦略的な基盤として再定位しようと試みる。次節では、彼のリベラリズム批判を検討したうえで、新たな概念としての「抵抗への権利」について論ずる。

### Ⅲ リベラリズムと抵抗の不可能性

人権の普遍性を基盤とするリベラリズムが、ネオリベラリズム統治下で排除され続ける人々の抵抗を不可能にするのはなぜか。ドゥジナスはリベラリズムの思想的淵源から現代へと至るその形成過程を分析することで、抵抗を不可能にするリベラリズムの構造的問題を明らかにする。

#### 1. 抵抗と法のパラドクス

近代におけるリベラリズムの法思想的な水脈には、抵抗を拒絶し、あるいは抵抗の可能性を狭め、抵抗と法との接続を困難にする思考様式が存在する。その源泉として、ドゥジナスはジョン・ロックとイマヌエル・カントを主に検討する。

『市民政府論』第19章で「人間が社会を取結ぶ理由は、その所有の維持にある」<sup>13)</sup>と述べている通り、ロックは所有権をいわば法的権利の典型と捉え、財産権を重視する立場から議論を展開する。それゆえ、生命、自由のみならず、財産権を侵害した場合にも立法府や行政府への抵抗が認められる。しかしこのことは、その裏面において、生命、自由、財産が守られている限り、世界の不正に対して人々が抵抗や革命を遂行することは許されないということを示唆している。抵抗はあくまで財産を制限し、規制し、徴税対象とする法への歯止めに過ぎないのである。それゆえロックの議論では、財産秩序を乱す抵抗や革命は禁じられ、経済的格差は現状のまま維持されることになる。ここからドゥジナスは「ロックにと

13) J. ロック [鶴飼信成訳] 『市民政府論』岩波文庫、1998年、221頁。なお、ロックの所有権論に関する詳細な分析については、森村進『ロック所有論の再生』有斐閣、1997年を参照。

って、革命が財産を守るために作り出されたものであるならば、今日、革命は財産維持のために禁止されてしまった」(RPR: pp. 154-155)と指摘する。

これに対し、抵抗と革命に対するカントの態度は複雑である。彼はフランス革命がもたらした熱狂を高く評価し、これに共感する一方で、哲学的観念論と法実証主義の観点から抵抗と革命への権利を否定する。カントは次のように述べる。

最高立法権力に対するすべての反抗、臣民たちの不満を暴力行為へと転化させるためのすべての煽動、暴動の発生をもたらすすべての蜂起、これらは公共体においてこの上ない犯罪行為であり、最も罰すべき犯罪行為である。なぜなら、それらは公共体の基盤を破壊してしまうから。そして、これらの行為の禁止令は無制約的である<sup>14)</sup>。

カントは、国家への抵抗を「権利」として認めること自体が法体系の自己矛盾であり、国家法の自己破壊であると考えている。しかし彼はその一方で、抵抗や革命を事実としては認め、「革命が成功して新しい体制が設立されたとすれば、その革命の開始と遂行が適法ではなくとも、臣民はこの新しい秩序に善良な国民として服従するという拘束を免れることはできない」<sup>15)</sup>と論ずる。つまり、抵抗や革命は事実としてのみ存在し、法的権利としては認められないが、体制転換に成功した後は、この抵抗あるいは革命は法的な正統性を獲得するというパラドクスを内包しているのである。

## 2. 抵抗権の消滅

ドゥジナスは、ロックとカントのこうした思考がそれ以後の抵抗権の位置付けに大きな影響を及ぼしたと考えている。1789年のフランス人権宣言では「圧政への抵抗」が第2条で明確に権利として規定されていたが、1793年の人権宣言

---

14) I. カント [北尾宏之訳]「理論と実践」『カント全集』第14巻、岩波書店、1999年、201頁。

15) I. カント [樽井正義／池尾恭一訳]「人倫の形而上学」『カント全集』第11巻、岩波書店、1999年、167頁。

では、政府による人権侵害への反乱が権利であり、かつ義務である(第35条)と規定された一方で、これが他の権利の結果とされた(第33条)。そして1795年の人権宣言に至って、抵抗権は削除される<sup>16)</sup>。他方、所有権は権利として保障され、財産権は社会秩序の基盤として位置付けられた。この流れは、1948年の世界人権宣言にも見られる。荒々しい抵抗権は人権リストから消え去り、その前文には「……人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要である……」との基本姿勢が示される。第二次世界大戦後の世界では、法システムを通じて秩序維持が重視され、抵抗や革命の予防が目指されたのである。

1950年代から60年代における反植民地主義の闘争は明らかにこうした意味での抵抗運動であったが、その指導者たちが「人権」という言葉を用いなかったことに上記の流れが象徴的に映し出されている。マハトマ・ガンディ、フランツ・ファノン、クワメ・エンクルマといった人々が「人権」を西洋文明による教化政策としての新植民地主義と捉えていた点をドゥジナスは強調する。彼が参照するのは「右翼の政治家や「人格者たる」カトリック神学者たちが、戦後の保守派イデオロギー不信への応答として、ヨーロッパの人権伝統を作り上げた」(RPR: p. 170)と主張するサミュエル・モインの議論である<sup>17)</sup>。すなわち、今日の人権思想は1970年代に先進各国が国連を中心に構成してきたものであり、反植民地主義を継承するものでもなければ、その要求に応えるものでもない。むしろ、人権はこれらの反乱や暴動を封じるための戦略であり、抵抗や革命という概念はこの「人権」という穏やかな言葉に置き換えられてしまったのである。

同様の議論は新カント派のリベラルな実証主義にも見られる。そこでは法の内容よりも形式の一般性が優先され、たとえ悪法であっても抵抗は認められない。これに対し、ドゥジナスは「奴隷制やナチズムに対する積極的な抵抗を正当化しえない道徳哲学や法哲学はその名に値するのであろうか？」(RPR: p. 171)と問い、批判を提起する。確かに、抵抗や革命は現在の法や権利を侵害し破壊する。

16) 田村理「11人委員会によるフランス1795年憲法草案の起草」『専修法学論集』第108号、2010年、35頁。

17) 詳細は、S. Moyn, *The Last Utopia; Human Rights in History*, Harvard UP, 2010.

しかし、抵抗と革命によってもたらされた権利と法の体制を維持するために、抵抗の権利を制限し消滅させるならば、それは不正義を温存し、ラディカルな社会変革の可能性をあらかじめ排除することとなるであろう。

### 3. 市民的不服従のリベラルな正当化とその問題

第二次大戦後の経済的繁栄の中で革命や抵抗に関わる言説は消滅しつつあったが、他方で「市民的不服従」という概念が法・政治領域を席卷した。ドゥジナスは「抵抗」から「不服従」へという変化が視点の低下を表していると指摘する(RPR : p.174)。すなわち、理想とすべき高次の法にもとづいて政府の解体や国家法の廃止を求めるのが「抵抗」であるならば、「市民的不服従」は既存の法や政府の正統性を認めたとうえで、特定の法や政策の変更あるいは無効を求める行為として位置付けられるのである。

ロナルド・ドゥオーキンによれば、この意味での市民的不服従はアメリカ人の共同体における政治文化の中でインフォーマルだが正統性を持つ地位を占めている<sup>18)</sup>。しかし、リベラリズムの観点からドゥオーキンやジョン・ロールズらが認める市民的不服従の概念は非常に制限的であり、厳格な要件を満たさなければ正当化されえない。例えば、ロールズは市民的不服従を「通常は政府の法や政策に変化をもたらすことを達成目標として為される、公共的で、非暴力の、良心的でありながらも政治的な、法に反する行為」<sup>19)</sup>と定義する。さらにロールズは、その正当化条件として次の三点を挙げる<sup>20)</sup>。すなわち市民的不服従が、①大幅で明白な不正義に対してなされたものであり、②訴えかけの最終手段であり、③法と憲法に対する尊重の念を破壊することなく、それによって全員に不幸な帰結をもたらすことのない範囲で行われる、という条件である。これらの定義や正当化条件から言えることは、第一に、ロールズが『正義論』で示した「平等な自由の原理」や「公正な機会均等の原理」に反する重大な侵害があった場合に限って

18) R.ドゥオーキン [森村進/鳥澤円訳]『原理の問題』岩波書店、2012年、143頁。

19) J.ロールズ [川本隆史/福岡聡/神島裕子訳]『正義論 改訂版』紀伊国屋書店、2010年、480頁。

20) 同書、490-493頁。

不服従が認められるということである。そして第二に、市民的不服従は、違法性、公共性、非暴力性、良心性の各要件<sup>21)</sup>を満たさなければならない。最後に、市民的不服従は他の合法的な救済手段を繰り返した後での「最終手段」でなければならない。そして、その規模も憲法の有効性を損なうような深刻な無秩序を生じさせない程度でなければならないのである。

ロールズの正当化論が個人の基本権を重視し、明白な人権侵害を受けた少数者を念頭に置いた議論であることは明らかである。また「格差原理」の侵害については、そもそもその実現が近似値的な性質を有するものであることから、市民的不服従の対象とされるべき「明白な不正義」には該当しないと考えられている。それゆえドッジナスは、ネオリベリズム統治に抗してギリシアなどで展開されている反グローバリズム運動については、市民的不服従のリベラルな正当化論を適用することが困難であると指摘する。なぜなら、グローバル資本主義にもとづく国際的な経済政策は、結果として経済的な格差を生み出しているとしても、財産権を含む平等な個人の自由というリベリズムの基本原則をその前提において侵害しているとは言えないからである。

その一方で、ドッジナスは市民的不服従を正当化するもう一つの議論に注目する。それは、民主主義の機能不全を問題化すべく、ユルゲン・ハーバーマスが反核不服従運動に際して主張した市民的不服従（あるいは、民主的不服従）正当化論である。ハーバーマスは上述のロールズによる正当化論に依拠しながら、次の六つを不服従の中心的な規定として挙げている<sup>22)</sup>。すなわち、市民的不服従は、①個人的な信条や利害のみではなく道徳的な根拠を持つ抵抗であり、②公共の場での予告された行動であり、③法規に対する故意の違反を含むが法秩序全体への服従を破るものではなく、④法規違反の結果を引き受ける用意があり、⑤法規違反を専ら象徴的なものと位置付ける。そして⑥抵抗は非暴力的手段に限られる。

ハーバーマスの正当化論がロールズ同様に制限的な条件を課すものであること

21) これら各要件の詳細な検討については、鈴木正彦『リベリズムと市民的不服従』慶応義塾大学出版会、2008年、第8章を参照。

22) J.ハーバーマス [三島憲一訳]「核時代の市民的不服従——国家の正当性を問う——」『近代 未完のプロジェクト』岩波現代文庫、2000年、86-87頁。



は明白である。しかし、彼の正当化論は個人権を民主的決定に優先させないという点でロールズらの難点を回避するものであり、ドゥジナスもこれを好意的に評価する。しかしながら、この不服従が法や政策の再考と修正の機会をもたらすとしても、民主主義の機能不全が続く限り、同様の法や政策が再生産され続けることになる。それゆえ、より根源的な変革が成し遂げられなければ、ネオリベリズム統治とその経済システムによって生み出される構造的な不平等や抑圧を除去することは困難であると言わざるをえない。結果として、市民的不服従は既成秩序の再編を企図すべく、より闘争的な抵抗へと向かわなければならないのである。

#### IV 抵抗への権利——その個別性と普遍性

既成秩序の維持へと傾くリベリズムの市民的不服従正当化論に抗して、ドゥジナスは「人権の公理」で示唆している通り、その始原的な形態としての「抵抗」こそが人権の核心であると考え、抵抗にもとづく社会の根源的な変革の可能性について探究する。

##### 1. 抵抗の個別性

ドゥジナスは、「抵抗は既存の権力関係に反応し、応答し、これを再編する特定の歴史的条件や社会状況において生起する」(RPR : p.179) と述べる。彼が「抵抗」として挙げるのは、初期資本主義期のラッドライト運動などの労働運動、生活保障を求める失業者や低所得者の闘争、賃金格差や人種差別を訴える移民や難民の暴動等である。そして彼は、こうした抵抗運動が「何よりも事実であって義務ではない」(RPR : p.182) と指摘し、抵抗を導くのは正義や平等あるいはコミュニズムといった観念ではなく、不正義感覚や、危害、空腹、絶望に対する身体的、感情的な反応であると論ずる。つまり、非対称的な権力関係がその限界点(「もう沢山だ」「もう耐えられない」といった感覚)に達した瞬間に抵抗は発生し、権力に抗して反転不可能な裂け目と捻じれをもたらす。この意味で「抵抗は存在の法則であり、その対象に内在している」(RPR : p.182) のである。しかしその一方で、正義や平等といった観念は、抵抗が生起し、継続している限りにお

いて維持されるに過ぎず、抵抗の収束とともに失われる。こうした「抵抗」概念はフーコーの権力論を下地としている。フーコーは「本質的に抵抗は権力関係の戦略的場においてしか存在しえない」<sup>23)</sup>と述べ、ローカルかつ具体的な権力と抵抗との関係性を「個別性 (singularity)」という観点から明確化している。

しかし、ドゥジナスは抵抗の根源的な「個別性」を指摘する一方で、法と抵抗との関係性についても議論を提起している。イギリスにおけるテロリズム法の運用が示唆している通り、近年では環境問題などの不正義を訴える抵抗運動であっても司法機関によって犯罪化される傾向にある (RPR : pp. 180-181)。とりわけ、政府とその支持者は抵抗運動の違法性や暴力性を強調することで、人種差別、植民地政策、経済格差、環境破壊などの政治的問題を法の支配や暴力行為の受容可能性といった議論に摩り替えてしまう。つまり、法は抵抗を脱政治化し、政治的闘争を法律上の技術的な問題に変換することで、最終的には法の埒外へと退けてしまうのである。

## 2. 抵抗の普遍性へ

法は普遍的形式を備えた規範を事実に対して演繹的に適用する。その意味で、実定法が持つ力はその普遍的な形式に由来している。他方、道徳的な要求はその力を具体的な事例や出来事の文脈から導き、帰納的に規範を生み出す。ドゥジナスによれば、外見上、法と道徳はともに普遍的な形式によって規範的な効果を発揮しているように見えるが、実際に道徳が依拠しているのは、こうした「状況付けられた普遍性 (situated universality)」<sup>24)</sup> (RPR : p. 183) である。例えば、警察官による権力行使は普遍的形式を備えた法にもとづくが、その残虐で暴力的な行使を拒絶するという道徳的要求は「状況付けられた普遍性」に依拠したものである。このような場面では、潜在的にそれと関わりうるすべての人間が暴力への応答を求められ、これに抗する道徳的な拒絶要求が生み出される。そしてこの瞬

23) M. フーコー [渡辺守章訳] 『性の歴史 I 知への意志』新潮社、1986年、124頁。

24) ドゥジナスは、この概念についてランシエールの「特異な普遍」や「論争的な普遍」を手掛かりに論じている。J. ランシエール [松葉祥一／大森秀臣／藤江成夫訳] 『不和あるいは了解なき了解——政治の哲学は可能か』インスクリプト、2005年、75頁。

間にこそ、暴力への抵抗が普遍性の下で道徳的に正当化されるのである。

しかし、この抵抗実践を「権利」として国内法や国際法から導き出すことはできない。これについてドゥジナスは「抵抗を正当化する「高次の」法は内在的であるとともに超越的である」(RPR : p.185) と述べる。抵抗が「権利」としての規範的な力と形式を備えるためには、この「高次の」法を現前させるための新たな「普遍」が現在の地平から導かれなければならない。そこでまず、彼は「普遍」の捉え方について二つの立場が対立していることを確認する。その一つは、既成秩序を受け入れ、存在と当為、理性的なものと現実的なものとを区別し、支配的なものに「普遍」という外套をまとわせるものである。もう一つは、支配者、被支配者、被排除者という分割線を前提に既成秩序の否定を企図するものであり、ドゥジナスはこれを「闘技的普遍性 (agonistic universality)」と呼ぶ。この「普遍」は、民主制からも社会的分配からも排除された人々による不正義との闘争から生み出される。前述の第四テーゼが示唆している通り、排除された人々が平等を求めて繰り広げる個別的な闘争と彼らの規範的な要求にこそ普遍的なものが存在するのである。彼は、この「普遍」によって抵抗を権利として正当化し、近代以降の法によって消滅させられた抵抗権の復活を目指すのである。

個別的な文脈から生み出された抵抗実践が、法による脱政治化の陥穽を回避し、道徳として、さらには権利としての普遍性を闘争において獲得するというドゥジナスの議論は、ネオリベリズム統治に対する抵抗を活性化させるための戦略的理論である。しかしそれは同時に、個別的な抵抗と闘争を続ける人々の連帯を促すという、コミュニズムの理念を現実化する企てでもある。ここでは、人々を切り分け、階層化してきたヒューマニティの概念を打ち砕く抵抗への権利が新たな人権論として構築されるのである。

## V おわりに

リベリズムの人権論がネオリベリズム統治と共犯関係にあるならば、批判法学は別の人権論を探究しなければならない。これに対し、ドゥジナスは人々の不正義感覚を原動力として、個別的な諸個人の公理的な平等と抵抗への権利とい

ラディカルな人権論を構築し、ネオリベラリズムへの対抗戦略を練り上げてきた。ここから彼はさらに議論を進め、個人の権限や所有として理解されてきた「権利 (right)」の概念を、不正義の克服、あるいは正しさを実現する過程としての「righting」と読み替えることで、「権利」論に新たな地平を切り拓こうとしている (RPR : pp. 186-194)。いまだその全貌は明らかではないが、「抵抗への権利」のその先を求めて、私たちは今後もドゥジナスによる批判法学のさらなる展開に注目しなければならない。

- \* 本研究は科学研究費補助金「ネオリベラリズム統治に対する批判的法理論の分析とポストモダン人権論の構築」(課題番号 18K01209、研究代表者：関良徳)による研究成果の一部である。